

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキガイシャ シマダ スイドウ セツビ}株式会社島田水道設備
 住所 奈良県橿原市五井町276-3
^{フリガナ}代表者氏名 ^{代表取締役 シマダ タケシ}島田 剛志
 電話番号 0744-22-8211
 FAX番号 0744-22-8060
 メールアドレス simada-suidou1993.11@gaea.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 27 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 島田水道設備

住

所 〒634-0832 奈良県橿原市五井町 276-3

代表者 氏名

代表取締役 島田 剛志



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 シマダ タケシ 島田 剛志 代表取締役 シマダ ツトム 島田 勉 取締役 ヒライ リエコ 平井 利江子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社島田水道設備
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0832 住所 奈良県橿原市五井町276-3 電話番号 0744-22-8211 F AX番号 0744-22-8060 メールアドレス simada-suidou1993.11@gaea.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
シマダ ヲトシ 島田 勉 シマダ タケシ 島田 剛志 シバヤマ ヨウキ 柴山 陽喜	第 78757 号 第 242399 号 第 58640 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	3	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm)	3	
	塩ビカッター	VC40	3	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器 ヤヅリ	N-80A 300円型	2 3	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	3	
	スパナ		3	
水圧テストポンプ（キョーワ） 水圧テストアダプタ	手動式テスト	T-50K-P (35kg/m ²)	2	
		TP50B	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社島田水道設備

住 所 奈良県橿原市五井町276-3

代表者氏名 島田 剛志



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市五井町 276 番地の 3
株式会社島田水道設備

会社法人等番号	1500-01-023130
商号	株式会社島田水道設備
本店	奈良県橿原市五井町 276 番地の 3
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和 1 年 7 月 1 日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 管工事業 3. 舗装工事業 4. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業 5. 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500 株
資本金の額	金 500 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 島田 勉
	取締役 島田 剛志
	取締役 平井 利江子
	奈良県橿原市五井町 276 番地の 3 代表取締役 島田 勉
	奈良県橿原市五井町 276 番地の 3 代表取締役 島田 剛志

奈良県橿原市五井町 2 7 6 番地の 3
株式会社島田水道設備

登記記録に関する
事項

設立

令和 1 年 7 月 1 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 7 月 5 日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



認 証 定 款

同一の情報の提供

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 大 竹 聖 一

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社島田水道設備 定 款

令和 年 月 日 定款作成

令和 年 月 日 定款認証

令和 年 月 日 会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社島田水道設備 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 管工事業
3. 舗装工事業
4. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、1000 株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対

し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日の2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名又は名称・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株主総会)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、必要に応じて、臨時株主総会を招集するものとする。

(招 集)

第15条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を發することを要する。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。
- ③ 株主総会は、その総会における議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- ② 社長に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名

若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(資格)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社に取締役2名以上いるときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とす

る。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 前項の剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の数は500株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

② 当会社の設立時資本金は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和2年6月末日までとする。

(設立時役員)

第31条 当会社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役	島田 勉
設立時取締役	島田 剛志
設立時取締役	平井 利江子
設立時代表取締役	島田 勉
設立時代表取締役	島田 剛志

(発起人の氏名、住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県橿原市五井町276番地の3
250株 金250万円 島田 勉
奈良県橿原市五井町276番地の3
200株 金200万円 島田 剛志
奈良県橿原市五井町276番地の3
50株 金50万円 平井 利江子

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上 株式会社島田水道設備 を設立するため、発起人の定款作成代理人である
司法書士中堀彰人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年6月3日

発起人 島田 勉

発起人 島田 剛志

発起人 平井 利江子

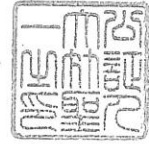
上記発起人の定款作成代理人 司法書士 中堀 彰人

電子署名者: 中堀 彰人
DN: c=JP, o=日本司法書士会連合会,
cn=中堀 彰人,
0.9.2342.19200300.100.1.1=2011158120
2
日付: 2019.06.26 10:09:10 +09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 2019年6月28日

公証人： 14020005 大竹聖一



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 19-1402000502000352

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2019年6月28日

請求対象の処理公証人： 14020005 大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)

誤記証明書

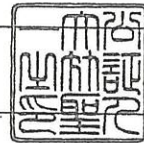
本公証人が、2019年6月28日、電子認証した株式会社島田水道設備の定款（登簿管理番号19-1402000502000352）の第23条第1項の記載中「代表取締役1名」とあるのは、「代表取締役1名以上」の、同条第2項の記載中「代表取締役は社長とし」とあるのは、「代表取締役のうち1名を社長とし」の誤記であることを証明する。_____

令和元年7月4日_____

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人 大竹 聖 一



公証人役場

定款の原本と相違有りません。

令和元年7月5日

〒634-0832 奈良県橿原市五井町 276-3

株式会社 島田水道設備

代表取締役 島田 剛志

TEL 0744-22-8211



第七八七五七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

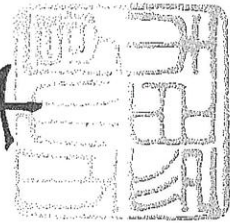
氏名 島田 勉

昭和二十六年九月十三日生

水道法(昭和二十一年法律第七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



第二四二三九九号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 島田剛志

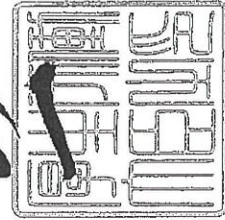
昭和五十八年十二月二十六日生

水道法(昭和五十八年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十三日

厚生労働大臣

野本



第五八六四〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

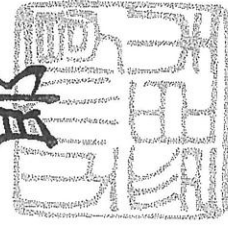
氏名 柴山陽喜

昭和三十三年五月二十九日生

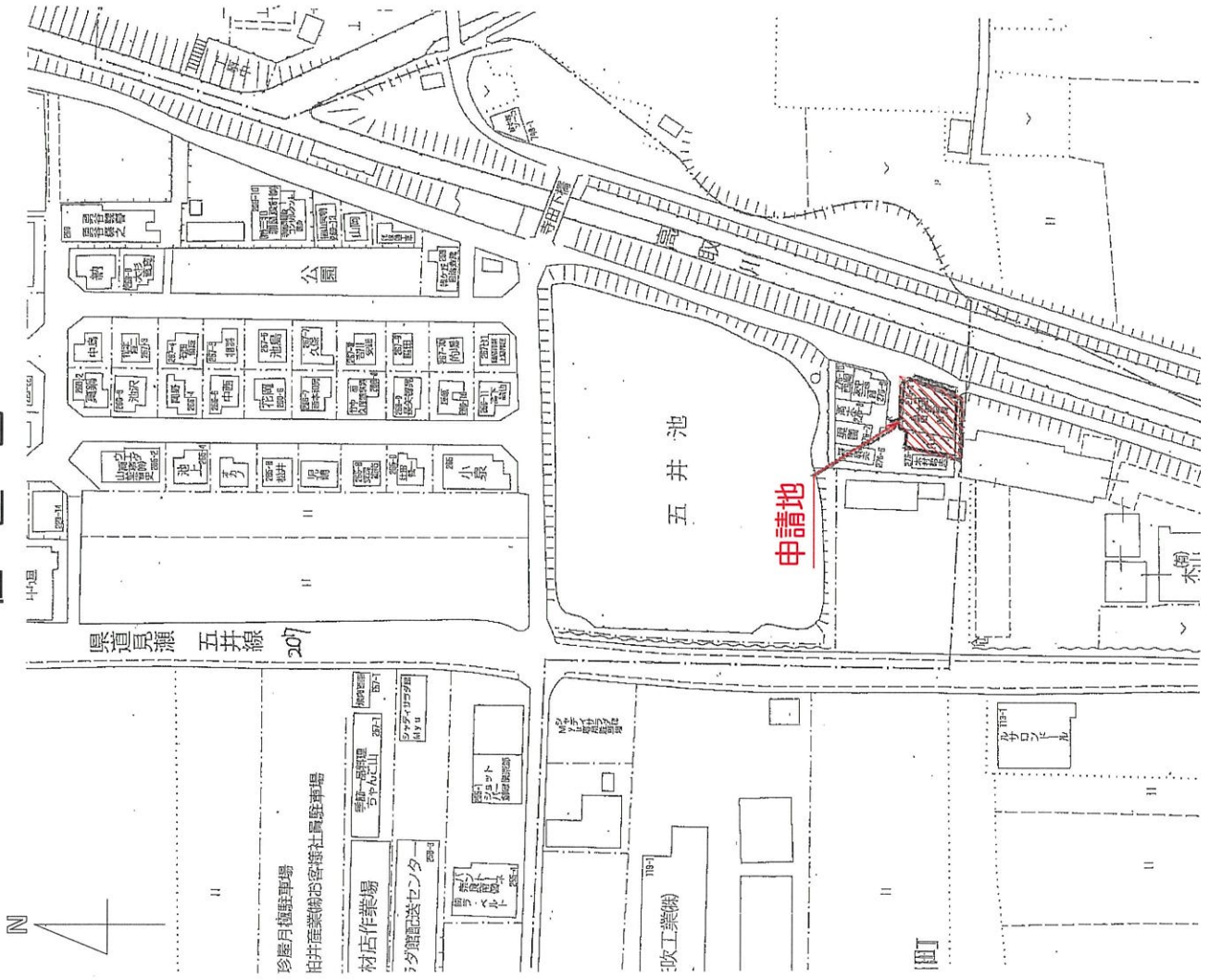
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

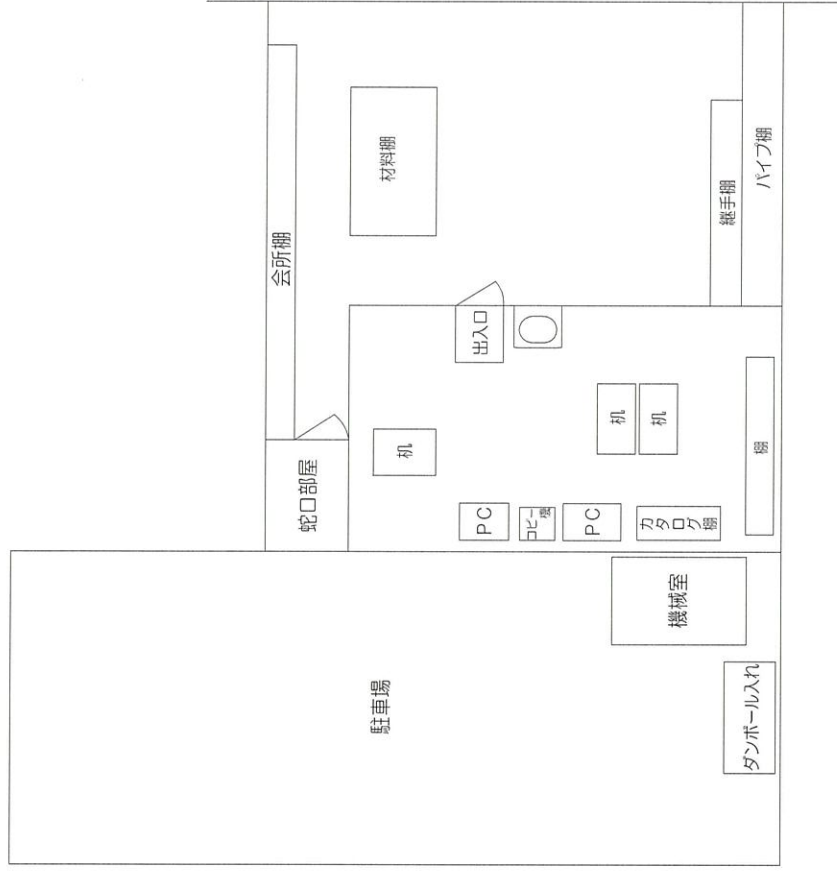
厚生大臣 小泉純一郎



位置図



平面図



倉庫



外観



外観



事務所



事務所



事務所



継手類



パイプ類



桧類



事務所外観



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ シマダスイドウセツビ 株式会社島田水道設備
 住所 奈良県橿原市五井町276-3
フリガナ 代表者氏名 シマダ タケン 島田 剛志
 電話番号 0744-22-8211
 FAX番号 0744-22-8060
 メールアドレス simada-suidou1993.11@gaea.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 27 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社島田水道設備
奈良県橿原市五井町 276-3
代表取締役 島田 剛志



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社島田水道設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
シマダ 剛志 島田 剛志	第 242399 号	
シマダ ツトム 島田 勉	第 78757 号	
シバヤマ ヨウキ 柴山 陽喜	第 58640 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二四二三九九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 島田剛志

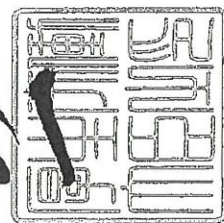
昭和五十八年十二月二十六日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十年一月二十三日

厚生労働大臣

野澤子



第七八七五七号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

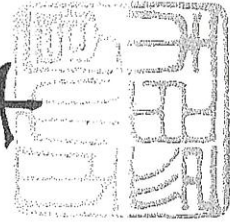
氏名 島田 勉

昭和二十六年九月十三日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



第五八六四〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 柴山陽喜

昭和三十三年五月二十九日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎

